算式ウ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.09}{A \times 14{,}400}$$

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　「平成22年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成23年５月20日付け保国発第0520第１号。以下この条において「平成22年度事業実績報告」という。）に定める「様式第１　市町村「平成22年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」」のうち「２．療養給付費等負担（補助）金の額に関する調」中「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「様式第９（その１）平成22年度療養給付費等負担金対象費用額算出表（市町村（全体分））」のうち「保険基盤安定繰入金の１／２［33］」欄の数値及び「平成20年度指定市町村に係る基準超過費用額［34］」欄の数値並びに「様式第６－Ｂ　平成22年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（市町村）」中「８．前期高齢者に係る額　②前期高齢者納付金内訳」のうち「合計［68］」欄の数値から「８．前期高齢者に係る額　①前期高齢者交付金内訳」のうち「合計[65]」欄の数値を控除した数値並びに「様式第10　平成22年度療養給付費等負担金算出表（市町村）」中「２．負担金内訳　⑵老人保健医療費拠出金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［16］」欄の数値、「２．負担金内訳　⑶後期高齢者医療費支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計[22]」欄の数値、「２．負担金内訳　⑷介護納付金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計[28]」欄の数値及び「２．負担金内訳　⑸病床転換支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値

α　1.06599742

第九条第一項の表都道府県の項第七号１中「3.770」を「3.598」に、「11.103」を「14.456」に改め、同項第八号３中「0.0300」を「0.0303」に、「0.0083」を「0.0084」に、「17.0975」を「17.2370」に改め、同号７中「0.0158」を「0.0199」に、「0.0101」を「0.0127」に、「0.0014」を「0.0018」に改め、同項第九号１中「四九・九三四」を「四九・一五九」に、「一一、一三三・九」を「一一、一九九・一一」に、「二六二・八」を「二五八・七」に改め、同表市町村の項第一号中「715」を「713」に改め、同項第二号１算式を次のように改める。

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B \times 6.17 + C \times 9.81 + D \times 13.45 + E \times 13.45 + F \times \\ 16.78 + G \times 16.78 + H \times 20.92 + I \times 20.92 + J \times \\ 36.88 + K \times 15.86 + L \times 29.14 + M \times 29.14 + N \times \\ 24.71 + O \times 24.71\end{array}}{A}$$

第九条第一項の表市町村の項第三号中「0.532」を「0.549」に、「$\sum_{n=56}^{7}$」を「$\sum_{n=57}^{7}$」に改め、同項第四号１中「一一八・九一」を「一一四・九八」に改め、同号４算式及び算式の符号を次のように改める。

算式

$$\frac{1}{44{,}800 \times A} \times (370 \times A + 67{,}963 \times B + 551 \times C)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　当該市町村における「第65回被保護者全国一斉調査及び第59回医療扶助実態調査」によつて厚生労働省に報告された「第５表教育扶助受給人員」のうち小学校に係る数

C　当該市町村における「平成23年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された「学校給食実施状況調査総括票」の表側「小学校完全給食」、表頭「学校給食実施人員児童・生徒・幼児数公立」欄の数、表側「小学校補食給食」、表頭「学校給食実施人員児童・生徒・幼児数公立」欄の数及び表側「小学校ミルク給食」、表頭「学校給食実施人員児童・生徒・幼児数公立」欄の数を合算した数

第九条第一項の表市町村の項第五号中「一一八・九一」を「一一四・九八」に、「一一三・八六」を「一一三・三六」に、「43,300」を「44,800」に、「41,700」を「42,300」に、「362」を「370」に、「1,030」を「1,032」に、「70,358」を「67,963」に、「102,906」を「97,349」に、「541」を「551」に、「705」を「698」に改め、同項第六号中「780」を「778」に、「288」を「354」に、「121」を「120」に、「142」を「141」に、「68」を「62」に、「111」を「108」に、「128」を「126」に改め、同号算式アの符号Ｂを次のように改める。

B　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立（以下この号において「市町村立」という。）大学（当該市町村が地方独立行政法人法第６条第３項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第68条第１項の公立大学法人の設置する大学を含む。以下この号において同じ。）の医学部（医学に関する単科大学を含む。）に在学する学生（大学院に在学する学生を含む。）の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である地方独立行政法人法第68条第１項の公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学を開設（学部及び学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に2.0を、開設２年度目にあつては1.5を、開設３年度目にあつては1.25をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ＣからＥまでにおいて同じ。）

第九条第一項の表市町村の項第六号中「5.3」を「5.4」に改め、同項第七号１中「1.079」を「1.008」に、「0.971」を「1.019」に改め、同項第八号１を次のように改める。

１　密度補正用いる密度は、次の算式により算定した四捨五入する。）とする。

算式(1)、算式(2)、算式(3)、算式(4)、算式(5)、算式(6)、算式(7)、算式ア、算式イ、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ、算式キ、算式ク、算式ケ、算式コ、算式サ、算式シ、算式ス、算式セ、算式ソ、算式タ、算式チ、算式ツ、算式テ、算式ト、算式ナ、算式ニ、算式ヌ、算式ネ、算式ノ、算式ハ、算式ヒ、算式フ、算式ヘ、算式ホ、算式マ

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$